安全で住みよいまちに

蚕糸試験場跡地周辺地区 地区計画 気象研究所跡地周辺地区 地区計画

蚕糸試験場跡地周辺地区





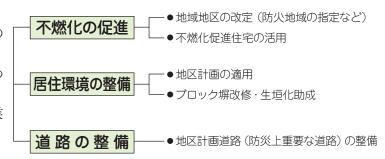
気象研究所跡地周辺地区地区計画

まちづくりの考え方

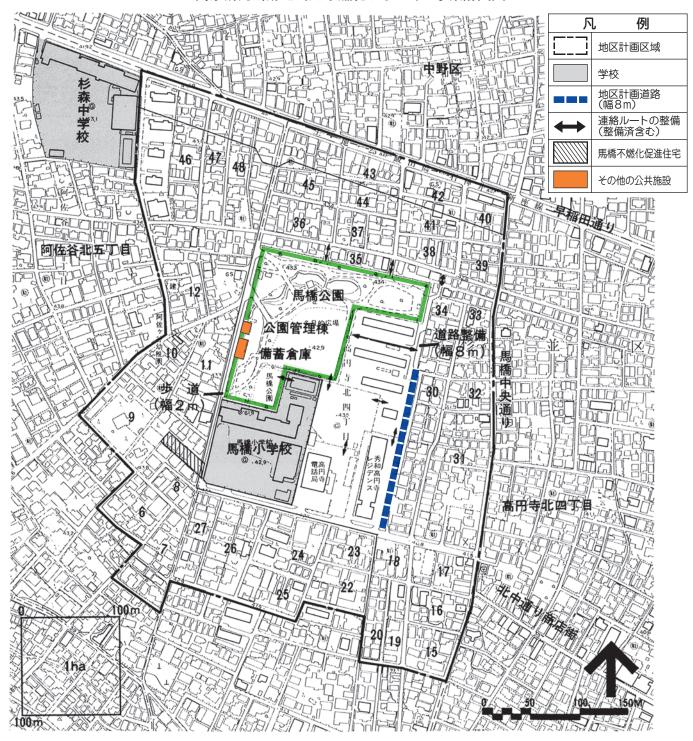
告示年月日 昭和59年 3 月21日杉並区告示第474号

■まちづくり計画

まちづくり計画とは、気象研究所跡地周辺地区の総合目標「安全で住みよい、うるおいのあるまち」を実現するため、区の方針として3つの施策を定めたものです。区は、この「まちづくり計画」に基づき、住民のみなさんの協力を得ながら、まちづくり事業を進めていきます。



気象研究所跡地周辺不燃化まちづくり事業計画図



まちづくりを進めるために

■地区計画

「まちづくり計画」を実現するための手だてとして、都市計画法に基づく『地区計画』を適用しました。この『地区計画』 では、地区整備計画として、建築物等に関する制限と1路線の地区計画道路を定めています。

■建築物等に関する制限

●建築確認の申請を行う前に、必ず地区計画の届出が必要です。

建つ建物の外壁は、住宅地

にふさわしい、樹木と調和

する色としていただきます。なお、看板についても、

大きなものは、制限します。

制限の対象地区

対 象 地 区 制限の内容 対象地区 制限の内容 ①かき・さくの構造・高さ ②建築面積の敷地面積に対 する割合(建ぺい率)の制限 ●コンクリート造・ブロッ ●建ぺい率について耐火割 ク造・石造などこれに類す 増を制限します。 る構造の部分は、高さ1m 建築面積の敷地面積に対す 以下とします。 る割合について建基法53条 1mをこえるブロック塀等 3項一号の規定(防火地域 の計画は、低くしていただ 内の耐火建物の10%増規 くよう勧告します。 定)を適用しません。 ③敷地面積の制限 4 壁面の位置の制限 (ミニ開発の規制) 3階以上の部分の壁面後退 ●敷地面積の最小を60meと ●建築物の3階以上の部分 していただきます。 について、隣地境界線から すでに60㎡未満の敷地につ 1.5m以上壁面を後退して いては、今後それを分割す いただきます。 ることなく使用して、建替 ●道路側は道路斜線制限が える場合には、制限をうけ ありますので、道路側につ いては適用しません。 ●今後、敷地を分割して建 ※バルコニー等(小規模な 替える際は、60㎡以上の敷 ものは除く)は、その 地規模がないと建築確認さ 先端を壁面とみなしま れません。 す。 5建築物の用途の制限 ⑦建築物の意匠の制限 ●建築物の用途を第一種低 ●跡地周辺の馬橋小・電話 層住居専用地域と同様に制 局, 気象庁高円寺住宅, 秀 和レジデンスの敷地に建つ 限します。 6建築物の高さの制限 建築物や、これらの施設及 び跡地公園に面した敷地に ●建築物の高さを10m以下

としていただきます。

規定は適用しません。

●ただし、現在、建築基準

法で認められる範囲内で、

良好な住居の環境を害するおそれのないものは、この

気

象

研

究

所

跡

地

周

辺

地

X



1980 · 昭和55年

5月 国有財産中央審議会答申

8月「杉並区不燃化促進に関する調 査」はじまる

不燃化促進計画推進協議会発足 · 昭和56年

まちづくりニュースNo.1発行 第1回地元説明会(不燃化調査

の結果等について) まちづくり協議会委員の公募 まちづくり協議会準備会

第1回まちづくり協議会 協議会が墨田区の不燃化事業等

1982・昭和57年

3月 第1回跡地内施設建設協議会 まちづくリアンケート調査の実施5月消防車の走行実験

まちづくり協議会が区長に「まちづくり構想」を提案(第18回 協議会)

区がまちづくり計画素案を作成 10月

計画素案の地元説明会(計7回)

12月 計画素案の一部修正

12月 側杉並区防災不燃化公社の設立 · 昭和58年

2月 区が「蚕糸試験場跡地周辺不燃

化まちづくり計画」を決定 地区計画の原案縦覧(2/16~ 3/1)

3月 まちづくり日曜相談会開催 5月 (計3回)

6月 地区計画、地域地区の案の縦覧 地元縦覧コーナーの開設 杉並区都市計画審議会で案のと

おり決定(6/30)
9月 地区計画の決定、地域地区の改

定施行(9/5) 10月 不燃化促進助成条例、地区計画 建築条例等の公布・施行(10/1)

不燃化促進区域の指定と助成事

不然に促進と減り指定と助以事業の開始(10/1) 大蔵省が跡地の払い下げの方針を決定(関東地方審議会・10/27) 地区計画道路の関係権利者説明 会(測量と事業の進め方について)

11月 跡地利用の基本計画案について の説明会

緑化推進モデル地区指定に伴う 苗木配布·園芸相談会

12月 地区計画道路の測量はじまる ・昭和59年

第25回まちづくり協議会(公園 の整備、地下鉄東高円寺駅駅務

舎の建設計画について検討) 跡地の買収契約(3/14) 跡地の払い下げ(3/30) まちづくり協議会解散(第26回 協議会6/14) 6月

跡地内に杉十小の建設はじまる 12月

(12/3) ・昭和60年

3月 跡地内公園造成はじまる(3/13)

5月 跡地東側、南側区道の2項道路 廃止(5/14)

跡地西側の国家公務員宿舎南側

10月 木賃事業の建設大臣承認(10/15)

1986・昭和61年

3月 杉十小竣工(3/25) 7月 蚕糸の森公園竣工(7/31) 8月 和田不燃化促進住宅建設工事着手

3月 和田不燃化促進住宅竣工(3/15)

・昭和63年

3月 第一回番糸の森まつりの開催 (3/27) 12月 まちづくりシンポジウム'88の 開催 (12/3)

1989・平成元年

第二回蚕糸の森まつりの開催 (3/19)

地区計画変更の原案縦覧

(3/23~4/5) 5月 地区計画変更の案縦覧

(5/19~6/2) 10月 地区計画変更の決定告示(10/11)

1000・亚成り年

3月 帝釈天北広場緑地竣工 第三回蚕糸の森まつりの開催 (3/25)

平成5年

9月 不燃化促進事業による助成制度

終了(9/30) 2000·平成12年

3月 密集事業 (旧木賃事業) の終了 (3/31)

1980·昭和55年

5月 国有財産中央審議会答申

8月「杉並区不燃化促進に関する調 査」はじまる

不燃化促進計画推進協議会発足

・昭和56年 まちづくりニュースNo.1発行 4月 第1回地元説明会(不燃化調査の結果等について)

6月 まちづくり協議会委員の公募 7月 まちづくり協議会準備会 10月 区が主催する地区懇談会発足

地区別の話し合い(計4回)

1982・昭和57年

7月 まちづくりアンケート調査の実

学識経験者による「まちづくり 構想」のとりまとめ(第11回懇 8月 談会)

9月 区がまちづくり計画素案を作成 10月 計画素案の地元説明会(計6回) ・ 地区計画道路関係者説明会

12月 跡地利用の基本計画案について の説明会

12月 (財) 杉並区防災不燃化公社の設立 大蔵省が跡地の払い下げの方針 を決定 (国有財産関東地方審議 会・12/16)

1983・昭和58年

1月 地区計画道路関係者との個別話

2月し合い

3月 跡地の払い下げ(公園部分・3 /30 備蓄倉庫部分・4/20) 5月 計画素案の一部修正「気象研究

所跡地周辺不燃化まちづくり計 画」を決定

6月 跡地内の工事はじまる(公園造成は12月から)

まちづくり相談会開催(計3回) 9月



10月 地区計画の原案縦覧(10/4~10/17)地元縦覧コーナーの開 設(計2回)

12月 地区計画道路の測量はじまる 1984・昭和59年

1904・昭和59年 1月 地区計画、地域地区の案の縦覧 (1/18~2/1) 地元縦覧コーナーの開設 2月 杉並区都市計画審議会で案のと おり答申(2/6) 東京都都市

計画地方審議会開催(2/22) 地区計画の決定、地域地区の改定施行、不燃化促進地域の指定 と助成事業の開始(3/21) 緑

化モデル地区指定に伴う説明会 4月 地区計画建築条例の公布・施行 (4/28)

8月 馬橋不燃化促進住宅建設工事着

1985・昭和60年

3月 跡地公園 (馬橋公園) 完成する 4月 馬橋不燃化促進住宅完成する

(4/30) 6月 地区計画道路の2項道路廃止 10月 木賃事業の建設大臣承認

(10/15) 1987・昭和62年

3月 和田不燃化促進住宅完成する

(3/15) 1988・昭和**63**年

12月 まちづくりシンポジウム'88の

3月 馬橋公園東側公園拡幅整備

3月 地区計画変更の原案縦覧

10月 地区計画変更の決定告示(10/11)

3月 不燃化促進事業による助成制度

終了(3/20) 2000·平成12年

3月 密集事業 (旧木賃事業) の終了 (3/31)

平常時には歩行者が安全に歩ける快適な道として、災害 時には避難・救援活動を行う防災上重要な道として利用さ れるように、蚕糸試験場跡地周辺地区では幅6m、気象研 究所跡地周辺地区では幅8mの地区計画道路を定めまし た。この地区計画道路は「都市計画道路」とは異なり強制 力を伴う買収によってつくるのではなく、道路の必要性を 住民のみなさまによく理解していただいたうえで、建替え 時等に買収して少しずつつくっていきます。

蚕糸試験場跡地・気象研究所跡地周辺地区 平成30年 2 月発行 編集・発行 杉並区都市整備部 市街地整備課

SEL) 計 $\mathsf{n}\mathsf{n}\mathsf{n}$ JO O

- ●地区計画区域内で建物を建てたり、建築物の用途を変え たりするとき、工事着手の30日以上前に、建築確認申請 に先立って、届出をしていただきます。
- ▶地区内の建築物等をお考えの方は、事前に市街地整備課 までご相談ください。

再生紙を使用しています